科学研究費補助金研究成果報告書

平成23年5月1日現在

機関番号: 10101 研究種目:基盤研究(C)研究期間:2007~2010 課題番号:19520002

研究課題名(和文)言語行為のダイナミクスの動的様相論理による研究

研究課題名 (英文) A Study of Dynamics of Speech Acts in terms of Dynamic Modal Logics

研究代表者

山田 友幸 (YAMADA TOMOYUKI)

北海道大学・大学院文学研究科・教授

研究者番号: 40166723

研究成果の概要(和文): 社会的コミュニケーションにおける発話の役割を解明するためには、その際遂行される指令、約束、主張、譲歩等の言語行為の効果を適切に捉えることが必要である。本研究では、指令および約束の効果を捉える動的義務論理と、主張と譲歩の効果を捉える動的な命題的コミットメントの論理を定式化し、それぞれの完全性を証明するとともに、取り消し行為の効果の分析も行い、動的様相論理による言語行為研究の可能性を開拓した。

研究成果の概要(英文): In order to understand what agents achieve by their utterances in social communication, we need to characterize the effects of speech acts such as acts of commanding, promising, asserting, conceding, and so on. We have developed completely axiomatized systems of dynamic deontic logic that characterize effects of acts of commanding and promising and a completely axiomatized system of dynamic logic of propositional commitments that characterizes the effects of acts of asserting and conceding. The effects of acts of withdrawing assertions and concessions are also analyzed.

交付決定額

(金額単位:円)

			(亚码十四・11)
	直接経費	間接経費	合 計
2007 年度	1, 200, 000	360, 000	1, 560, 000
2008 年度	800, 000	240, 000	1, 040, 000
2009 年度	800,000	240, 000	1,040,000
2010 年度	600, 000	180, 000	780, 000
年度			
総計	3, 400, 000	1, 020, 000	4, 420, 000

研究分野:言語哲学、行為の哲学、心の哲学 科研費の分科・細目:哲学・哲学・倫理学

キーワード:言語行為、発語内行為、義務、選好、コミットメント、命題的コミットメント、

慣習的効果、動的様相論理

1. 研究開始当初の背景

(1)社会的コミュニケーションにおいて発話が果たす役割を適切に分析するためには、参与者の考えや行動に実際に影響を与える発語媒介行為(perlocutionary acts)だけでなく、慣習的・制度的な事実を変化させる命令、約束、主張、譲歩等々の多様な発語内行為(illocutionary acts)の効果を適切に捉える

ことが必要である。しかし言語行為(speech acts)の理論の創始者オースティンの死後、この理論の主要な指導的研究者となったサールの標準的な理論においては、発語内行為の効果は聞き手が発話者の発語内行為意図を理解することと同一視されたため、慣習的・制度的な事実の変化と発話との関係の解明は主題化されてこなかった。

(2)このような問題を念頭に置くとき興味深いのは、1980年代末に登場した動的認識論理(dynamic epistemic logic)である。この論理は、静的な認識論理のモデルに対する更新操作を定義することにより、知識状態を変化させる情報伝達の機能を捉えるという手法に基づいている。これを動態化(dynamification)と呼ぶが、この手法は他の種類の様相論理にも応用可能であり、発語内行為の間の静的な関係を扱うにとどまっているサールとヴァンダーヴェーケンの発語内行為の論理(illocutionary logic)を乗り越える動的な言語行為の論理の可能性を示唆するものである。

(3)本研究代表者は、義務論理に動態化の手法を応用することにより、指令行為の慣習的効果を特徴づけることが可能であることに2004年春に気づき、2006年度までに、標準的な義務論理のシステムに少し手を加えたシステムを動態化することにより、部分的にではあるが指令行為の効果を特徴づけることのできる論理を定式化し、その完全性の証明に成功している。

2. 研究の目的

本研究の目的は、指令行為だけでなく、約束、主張、譲歩等の多様な種類の発語内行為の効果についても同様の手法による特徴づけが可能であることを示すとともに、標準的な義務論理よりも自然で、より強力な論理を動態化する可能性を探ることにより、発語内行為のダイナミクスの動的様相論理による研究の豊かな可能性を切り開くことである。

3. 研究の方法

各種の言語行為の研究には、共通の方法を採用することができる。その概要を図式化して示すと次のようになる。

- (1) 研究しようとする言語行為が、社会的状況のどのような側面を変化させるのかを 特定する。
- (2) 当該の側面を扱う様相論理を選び出すか、 新たに定式化し、完全性を証明する。こ の論理を基盤論理と呼ぶ。
- (3) 当該の言語行為を表す様相演算子を導入 することにより、基盤論理の言語を拡張 する。
- (4) 基盤論理のモデルに対する更新操作を定義し、追加した様相演算子の解釈を与え、 どのような原理が妥当になるか研究する。
- (5) 可能であれば、いわゆる還元公理を枚挙 することにより、拡張された論理の完全 性を基盤論理の完全性から導く。

このようにして定式化される各種の言語行為に特化した動的様相論理は、相互に組み合わせることができ、また基盤論理を拡張することや、よりよい特質をもつ別の論理で置き換えることにより、拡張や精密化を行うことも可能である。それにより、研究成果の統合や理論の精緻化が可能になるが、まずは比較的単純な論理に基づいてこの新しい手法の性質そのものを熟知することが必要である。

4. 研究成果

本研究では、上記の方法により、指令行為、 約束行為、主張行為、譲歩行為、主張や譲歩 を取り消す行為などの発語内行為と、聞き手 の選好に影響を及ぼす発語媒介行為の効果 を特徴づける動的様相論理を定式化した。

(1)本研究を開始した段階では、指令行為の効果を、被指令者にとっての可能な行為の選択肢の義務論上のステイタス(「許されている」、「義務づけられている」、「禁じられている」等々)の変化によって特徴づける動的義務論理のシステム ECL とその精密化 ECL II が本研究代表者自身により提案されていた。これらが本研究の基礎となるので、ここでは最初にこれらを簡単に概観しておく。

まず ECL では多エージェント版の義務論 理に真理様相を加えた MDL+を基盤論理に採 用している。多エージェント版を使用したの は、誰にでも当てはまると想定されることが 多い道徳的義務や法的義務を扱う場合とは 違い、指令行為を扱う際には、被指令者とそ れ以外の行為者を区別することが必要にな るからである。そこで MDL+では行為者の有 限集合によってインデクスを振られた義務 様相 O_i で行為者 i の義務を表し、その解釈 のためにモデルにおいても行為者1人につ き一つの到達可能性関係 Riを用意するが、そ の際、それらはすべて真理様相を解釈する到 達可能性関係 R4 の部分集合になるという条 件を課す。また MDL+には真理様相も含まれ ているので、例えば式

$\Diamond p \land O_i \neg p$

により「p を成り立たせることは可能だが i には許されていない」ということを表すことができる。この言語の式の真理定義はすべて標準的な形式で与えられる。

MDL+の証明システムにおいては、その義務論理部分で各行為者ごとの K 公理と必然 化規則が必要になる。標準的な義務論理の D 公理は、義務の衝突を排除する効果をもつため、MDL+では採用しない。 1 人の行為者が複数の組織に属している場合などには、衝突

する内容の指令が異なる組織から与えられる場合が現実にありうるので、その可能性を残す必要があるからである。また ECL では義務論理と真理様相論理の両方にかかわる次の公理 MIX を採用している。

(MIX) $P_i \phi \rightarrow \Diamond \phi$

ただし $P_i \phi$ は $\neg O_i \neg \phi$ の省略形であり、 ϕ を成り立たせることが許されていることを意味する。

ECL の言語は、行為者 iに与えられる ϕ を成り立たしめよという指令! $i\phi$ を扱うための様相演算子[$!i\phi$]を MDL+の言語に追加することによって得られる。この言語では、次の

$[!_i \phi] \phi$

という式で「行為者iが ϕ を成り立たせることを指令された後では必ず ϕ が成り立つ」ということを表す。この式の真理条件を定義するためにECLではMDL+のモデルに対する更新操作を導入する。すなわちモデルMを指令! ϕ で更新したモデルM! i_{ϕ} は、Mにおける行為者iに対応付けられた到達可能性関係Riをその部分集合で置き換えることによって得られるが、その際、このRiに属しているものだけをするいない世界に到達しているものだけをすべて取り去った残りのリンクだけからなる部分集合に置き換えるのである。

ECL では、 ϕ が行為者 i の義務を表す演算子 O_i を含まない MDL+の式である場合には次の原理 CUGO が妥当になる。

(CUGO) $[!_i \phi] O_i \phi$

ECL では指令者が適切な権限をもつことが 仮定されており、この仮定の下で CUGO は、 例外はあるものの、一般的には指令されたこ とは実行しなければならないということを 意味する。「CUGO」という名前は、この内 容を表現する英語の文「Commands usually generate obligations.」に登場する各語の頭 文字を並べたものである。もちろん指令され たことを実行する義務が生じても、実行した くないと思うことも可能であるし、実行を拒 むことも可能であるから、!ioという指令の 遂行は、被指令者が φ を成り立たせようと決 意することやその決意を実行に移すことの ような発語媒介的効果を伴うとは限らない。 CUGOは、このような発語媒介的効果から切 り離して、指令行為の慣習的効果を部分的に ではあるが適切に捉えていると言える。

また ECL では、衝突する指令が与えられた場合には次のように、いわゆる義務の爆発(deontic explosion) が生じる。

$[!_i p] [!_i \neg p] O_i \phi$

この式は、衝突する内容の指令が同一の行為者に与えられた場合に、任意の命題 φ を成り立たせることが義務になり、何をしても義務違反が生ずる不合理な状況が成立することを意味する。これは、衝突する指令がもたらす、あちら立てればこちら立たずの状況を表現するものではあるが、少し大仰である。

ECLは、動的認識論理の公理化に採用されたのと同様の、還元公理と必然化規則の追加という手法により公理化でき、その完全性が基盤論理の完全性から導かれている。

ECL II は、被指令者だけでなく指令者も区 別することにより ECL を細密化したもので ある。その基盤論理 MDL+II では $O_{(i,j)}\phi$ に より「φを成り立たせることが行為者 i に指 令者 *j* により義務付けられている」というこ とを表す。ECL II の言語は MDL+ II の言語 に、指令者jによるiに対する ϕ を成り立た せよという指令を扱うための演算子 $[!_{(i,j)}\phi]$ を追加することによって得られる。MDL+ II のモデルでは行為者のペアごとに到達可能 性関係を用意する。MDL+ II および ECL II の式に対する真理定義は、MDL+ および ECL の式に対する真理定義を上記の変更に対応 するように書き直すことで得られる。行為者 の集合が有限集合なので、行為者のペアの集 合も有限集合であるから、数理論理的には MDL+II および ECL II はそれぞれ MDL+ お よび ECL の一例であり、同じ仕方で公理化 でき、MDL+および ECL で成り立つすべて の結果が MDL+II および ECL II でも成り立 つ。ただし ECL II では、衝突する指令が異 なる指令者から同一の行為者に与えられた 場合の成り行きが次のように表現できる。

$[!_{(i,j)}p][!_{(i,k)}\neg p](O_{(i,j)}p \wedge O_{(i,k)}\neg p)$

これは義務の爆発を含まないので、あちら立てればこちら立たずという状況の表現としては ECL より優れている。 ECL II では、義務の爆発は同一の指令者が同一の被指令者に衝突する内容の指令を与えた場合にだけ発生する。これはその指令者の不合理さを適切に表現するものである。

(2)これらの成果を背景に、本研究ではそのさまざまな応用と拡張を行った。その一つが、アムステルダム大学のファン・ベンタムとリュウの動的選好論理と ECL II の統合による、発語媒介行為と指令行為を区別するシステムの定式化である。ただしファン・ベンタムらのシステムでは、公開的な提案(public suggestion)により、提案された内容が全参与者により選好されるようになるものとさ

れているが、参与者の選好を変化させる行為 は発語媒介行為であるのに対して、提案行為 は発語内行為であるという問題点がある。実 際、例えばパリ旅行をしようという提案が行 われても、パリに行きたくならない人間はい くらでもいるはずである。そこで本研究では、 ファン・ベンタムらが導入した選好を変化さ せる操作を、提案行為ではなく選好に影響を 与える発語媒介行為の効果を捉えるために 採用した。そのために、まず基盤論理の言語 に行為者iの選好を表す $[pref]_i$ と普遍様相Uをつけ加える。 U_{ϕ} はあらゆる可能世界で ϕ が成り立つことを意味し、 $[pref]_i$ ϕ は、式 の値踏みが行われる世界と同等もしくはそ れ以上によいとiがみなす世界ではどこでも φが成り立つということを意味する。この言 語では、φが成り立つどの世界に対しても、 i は ϕ の成り立つ世界を少なくとも一つ、そ れと同等ないしそれ以上に良いとみなすと いうことが次の式によって表現される。

$U (\phi \rightarrow \neg [pref]_i \neg \phi)$

この基盤論理(DPLと呼ばれる)のモデルは、MDL+IIのモデルに各行為者に対応付けられた選好演算子を解釈するための到達可能性関係(これは反射的で推移的な関係である)を付け加えることによって得られる。真理定義は完全に標準的であり、証明システムの完全性も標準的な方法で証明できる。

この基盤論理に、ECLIIと同じ指令行為を扱うための様相演算子 $[!(i,j)\phi]$ と行為者iに ϕ を選好させる発語媒介行為を扱うための様相演算子 $[#i\phi]$ を加えて得られるのが、動的義務・選好論理DDPLである。DDPLでは、例えばpとqが両立しない命題であるは、例えばpとqが両立しない命題である。

市民運動団体の指導者b からp を成り立たせるよう指令された後で、別の指令者(例えよう指令されたが、悩んだ末p を成り立たせる方が優先すると考えるようになったとしよう。この状況では次の式が成り立つ。

$(O_{(a,b)}p \land O_{(a,c)}q) \land U(q \rightarrow \neg [pref]_i \neg p)$

この状況においても、指令者cの指令は無効なわけではなく、それに従うためにはqを成り立たせなければならないのだが、aはbに従う方が大事だと考えたわけである。このように、指令者cの指令は、被指令者aの選好に影響しそこなっているのだが、それでもそれだけで無効になるわけではなく、その指令が取り消されない限り、aが指令された行為を実行しなかった場合には、aは指令に背いたことになる。このようにしてc00円には発語媒介的な効果と発語内行為の効果の違い

を示すことができる。この論理の証明システムも DPL の証明システムに還元公理と必然 化規則を追加することにより得られ、その完全性は DPL の完全性から導かれる。

(3)第2の拡張は、指令と約束を同時に、しか も区別しつつ扱うことのできる動的義務論 理への拡張である。指令の場合には被指令者 が義務を課されるのに対して、約束の場合に は約束者自身が義務を負うという違いがあ り、またこれに関連して、約束には相手があ り、約束者の負う義務は常識的には約束相手 に対する義務とみなされるという特徴もあ る。この点を適切に表現するために、本研究 では MDL+ II をもう一段細密化した MDL+ III において、義務に関して、義務の担い手、 義務が負われる相手、義務の創出者を区別す るという作業仮説を採用した。かくして MDL+III の言語においては、 $O_{(i,i,k)}\phi$ によ り「 ϕ を成り立たせることが、k の名により jに対するiの義務である」ということを表 す。この論理のモデルでは義務様相を解釈す る到達可能性関係もこれに対応して行為者 の3項組ごとに用意するが、この3項組の集 合も有限集合になるので、数理論理的には MDL+ III も MDL+ の一例であり、同じ仕方 で完全に公理化することができる。

この MDL+ III の言語に、指令者jによる被指令者iへの ϕ を成り立たせよという指令 $com(j,i)\phi$ を扱う様相演算子 $[com(j,i)\phi]$ と、 ϕ を成り立たせるという行為者jのiに対する約束 $prom(j,i)\phi$ を扱うための様相演算子 $[prom(j,i)\phi]$ を加えたものが DMDL+ III である(指令行為のインデクスの順番が ECL II とは逆になっている点に注意されたい)。この論理においては、次のような CUGO 原理だけでなく、約束に関する類似の原理 PUGO 原理も成り立つ。

(CUGO) ϕ が $O_{(i,j,j)}$ という形の演算子を含まない MDL+ III の式であるならば、次の式が妥当になる。

 $[com(j,i)\phi]O(j,j,j)\phi$

(PUGO) ϕ が O (j, i, j)という形の演算子を含まない MDL+ III の式であるならば、次の式が妥当になる。

 $[\operatorname{prom}_{(i,i)}\phi]O_{(i,i,j)}\phi$

約束がもたらす義務においては、義務の担い手と義務の創出者が同じだが、義務が負われる相手は同じでないことが普通である。指令のもたらす義務においては、義務の創出者は指令者であり、義務の担い手は被指令者である。DMDL+IIIにおいては、pとqが両立し

ない命題であるとき、例えば行為者aが配偶者bにpを成り立たせることを約束した後で、会社の上司cからqを成り立たせるよう指令された場合には、次のような義務の衝突が生じる。

$O(a, b, a)p \land O(a, c, c)q$

このように指令と指令、約束と約束だけでなく、約束と指令の間にも衝突がありうることを DMDL+III は適切に捉えることができる。この DMDL+III も、DMDL+II の証明システムに還元公理と必然化規則を追加することにより完全に公理化される。

(4)本研究においては、未来の行為に関わる指 令や約束だけでなく、議論の中で真偽が問題 になるような何事かを主張したり譲歩した りする種類の発語内行為についても、同様の 手法による研究を行った。ウォルトンとクラ べの討論の理論によれば、あることを主張し たり譲歩したりすることには命題的コミッ トメントが伴うが、命題的コミットメントは 行為へのコミットメントの一種である。すな わち何かを主張した討論者は、相手側が討論 の中でその主張を使うことを認めなければ ならないだけでなく、求められれば論拠をあ げてその主張を支えなければならないのに 対して、何かを譲歩しただけの討論者は、相 手側が討論の中でその主張を使うことは認 めなければならないが、自ら論拠をあげてそ れを支えることは求められないのである。

本研究においては、このような命題的コミットメントの動的変化の観点から、主張行為の効果を特徴づける方針を採用し、まず静的な多エージェント版命題的にまず静的な多エージェント版命題の言語は、主張の生み出す a型コミットメントと譲歩の生み出す c型コミッントを表す二つの様相演算子 [a-comt];をもつ。これらはどちらも K 公理に従うが、他の公理に従うかどうかは明といるではないので、本研究では K 公理と必然に対ないので、本研究では K 公理と必然に対ってはないので、本研究では K 公理と必然に対っている。

$[a\text{-commt}]_i \phi \rightarrow [c\text{-comt}]_i \phi$

この基盤論理 MPCLのモデルにおいては、他の場合と同様に、[a-comt]; と[c-comt]; を解釈するための行為者ごとの到達可能性関係が必要になるが、さらに[c-comt]; を解釈する到達可能性関係が[a-comt]; を解釈する到達可能性関係の部分集合となるという条件を満たすことが必要になる。MPCLの言語の真理定義はまったく標準的であり、まったく

標準的な仕方で完全に公理化できる。

この MPCL の言語に討論者 i の ϕ と主張する行為 assert $_i$ ϕ および譲歩する行為 concede $_i$ ϕ を扱うための二つの様相演算子 [assert $_i$ ϕ] と [concede $_i$ ϕ] を加えることによって動的な命題的コミットメントの論理 DMPCL の言語が得られる。この言語においては、 ϕ が演算子 [a-comt] $_i$ と [c-comt] $_i$ の現れない MPL の式である場合、CUGO 原理や PUGO 原理の対応物である次の3つの原理が妥当になる。

(AUGAC) [assert_i ϕ] [a-comt]_i ϕ (AUGCC) [assert_i ϕ] [c-comt]_i ϕ (CUGCC) [concede_i ϕ] [c-comt]_i ϕ

これらによって主張行為と譲歩行為の効果を少なくとも部分的には捉えることができる。DMPCLについても、還元公理と必然化規則を MPCLの証明システムに付け加えることにより、完全に公理化することができる。

(5)本研究ではさらに、自分がすでに行った主 張行為もしくは譲歩行為をあとから取り消 す行為 δassertiφおよび δconcedeiφを扱う 様相演算子[⑤assert; φ] と[⑤concede; φ] を DMPCL に付け加えて得られる DMPCL+ を 研究した。これらの演算子を含む式の真理定 義はきわめて複雑になるので、詳しくは研究 成果の項の論文 Yamada (to appear) に譲る が、簡単に言うとこれらの行為が行われた後 の行為者 i の命題的コミットメントの集合が、 それまでの討論を構成する発話の列からそ れらの行為だけをすべて取り除いた発話列 からなる討論の後の状態と同じになるよう に定義することができる。もちろんこれはあ くまで命題的コミットメントに関する限り では同じになるという意味であって、例えば 取り消しのペナルティのような他の側面に おいては、いろいろな違いが生まれるものと 考えられることは言うまでもない。

また取り消し行為の効果は、命題的コミットメントへの影響に限っても、取り消し経過に限っても、取り消経過に限ってなり、それ以前の討論の公理による公理による公理による公理による公理にない。それは還元公理が、関連付ける形式をもつからである。しかし取り消して為は、取り消される行為の効果が慣られるがである場合にのみ可能と考え困難である場合にのようでも、その言語の真理定義を行う効果であるとしても、その言語の有力が慣習としても、その言語の行為が慣習としても、その言語のであることの確認としてもなきまる行為であることののあう。

(6)以上の成果は、いずれも言語行為のもたら

す変化を扱っているが、時制を明示的には扱 わない論理の中で得られたものである。また、 トートロジーが行為者にとって義務になる 点など、基盤論理の仕様に由来すると考えら れる不自然さも伴っている。これらの問題を 解消するためには、基盤論理そのものをより 豊かなものに入れ替える必要がある。これは、 今後この種の研究が一つの研究分野として 確立され、多数の研究者が参入するようにな って初めて可能になる長期的な研究の課題 であることは間違いないが、本研究では、こ の方向への一歩をも踏み出すべく、未来に向 けて分岐する可能な多歴史モデルに基づく ホーティの STIT 理論の動態化の可能性も研 究した。しかしその結果いくつかの問題点が 浮かび上がってきた。まずホーティ自身の体 系は、義務論理に功利主義を組み込んだ体系 になっている。しかし言語行為の研究に、功 利主義のような特定の倫理学説を組み込む ことは適切と言えるか疑問の余地がある。ま たホーティの理論においては、義務の衝突を 排除する D 公理が妥当になる。これらの問題 を回避するためには、かなり基本的な仕様の 変更が必要になると考えられる。この点に関 しては、本研究では、分岐する諸歴史間に望 ましさの順位をつけ、この順位の更新を行う 可能性を検討し始めたところである。これに ついては、まだ今後の研究が必要である。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計4件)

- ① <u>Tomoyuki Yamada</u>, 'Dynamic logic of propositional commitments,' in Majda Trobok, Nenad Miščvić, and Berislav Žarnić (eds.), *Between Logic and Reality: Modeling Inference, Action, and Understanding*, Springer Verlag, 查読有, to appear, 掲載決定済.
- ② <u>山田 友幸</u>, 「社会的コミュニケーションの論理的ダイナミクス」, 『科学哲学』, 招待論文のため査読なし, 第41巻第2号, 2008, pp.59-73.
- ③ <u>Tomoyuki Yamada</u>, 'Logical dynamics of some speech acts that affect obligations and preferences,' *Synthese*, 查読有, vol. 165, 2008, pp. 295-315.
- ① Tomoyuki Yamada, 'Acts of promising in dynamified deontic logic,' in Ken Sato, Akihiro Inokuchi, Katashi Nagao, and Takahiro Kawamura (eds.), New Frontiers in Artificial Intelligence:

 JSAI 2007 Conferences and Workshops

Miyazaki Japan, June 18-22, 2007, Revised Selected Papers, Springer Verlag, 査読有, 2008, pp. 95-108.

[学会発表](計10件)

- ① <u>Tomoyuki Yamada</u>, 'Logical dynamics of illocutionary acts and scorekeeping for language games,' Workshop on Games, Logic and Reality, 2010年11月16日, レンヌ1大学(フランス共和国レンヌ市).
- ② <u>Tomoyuki Yamada</u>, 'Assertions, concessions, and their withdrawals in dynamic logic of propositional commitments,' Contemporary Philosophical Issues: 11th Rijeka International Conference, 2009 年 5 月 30 日, リエカ大学 (クロアチア共和国リエカ市).
- ③ <u>Tomoyuki Yamada</u>, 'Methodological considerations on the logical dynamics of speech acts,' The XXII World Congress of Philosophy, 2008年7月31日,ソウル国立大学(大韓民国ソウル市).
- ④ 山田 友幸,「社会的コミュニケーションの論理的ダイナミクス(II)」、日本イギリス哲学会第32回大会シンポジウムII「言語行為論の再検討」、2008年3月28日、帝京大学八王子キャンパス(八王子市).
- ⑤ <u>山田 友幸</u>,「社会的コミュニケーション の論理的ダイナミクス」,日本科学哲学会 第 40 回大会シンポジウム「論理学におけ る動的展開」,2007 年 11 月 10 日,中央 大学多摩キャンパス (八王子市).
- ⑥ Tomoyuki Yamada, 'Logical dynamics of some speech acts that affect obligations and preferences,' Workshop on Logic, Rationality, and Interaction, 2007 年 8 月 6 日, 北京師 範大学(中華人民共和国北京市)

6. 研究組織

(1)研究代表者

山田 友幸 (YAMADA TOMOYUKI) 北海道大学・大学院文学研究科・教授 研究者番号: 40166723

(2)研究分担者

なし

(3)連携研究者

なし